

設計委託業務特記事項

1. 本業務委託は、建築設計業務委託契約書により行うものとする。
2. 建築設計業務の責任者は1級建築士とし、業務を担当する者は2級建築士又は実務経験3年以上の者とし、それぞれ経歴書を提出して係員の承諾を得ること。
また、設備設計業務の責任者は実務経験3年以上のものとする。
なお、市担当課との打合せ等の窓口は、責任者が直接行うこと。
3. 工事施工中、工事完成後に変更が生じた場合の図面修正業務は本委託業務に含まれるものとする。
4. 設計を一部外注するときは、原則として市(あるいは県)の建設コンサルタント入札参加の有資格者より選定すること。
なお、やむを得ない場合は係員と打合せの上、有資格者以外の選定については文書で承諾を得ること。
5. 設計に関するすべての事項は、秘密を厳守し、他に漏らし、また、係員の承諾なく他に利用しないこと。
6. 委託契約締結後、速やかに設計工程表及び設計体制表を提出し、係員の承諾を受けること。
7. 建設工事費については、徹底したコスト管理に努めること。
8. 業務の内容
 - ・詳細の業務内容は担当職員と協議し設計業務を行うこと。

- (注) ・業務人・時間数とは、「一般業務に係る標準業務量」、「複雑度」、「データ提供等による影響度」及び「追加業務に係る業務人・時間数」により調整したものであり、特別経費は含んでいない。
・特別経費として計上している項目は、以下のとおりである。
1. RIBC2使用料 2カ月